

批評・紹介

川勝 守著

中國封建國家の支配構造

— 明清賦役制度史の研究 —

森 田 明

本文だけで七百頁餘りにのぼるこの大著は、川勝守氏が一九七〇年代に公表された十一編の舊稿に補訂を加えた上に、更に數編の新稿を加え、次のような編別構成によつて組み立てられている。

まえがき

序 章 中國封建社會の構造的性質に關する問題點

第一編 明代里甲制體制の構造

第一章 里甲制の成立と構造

第二章 里甲制體制下の鄉村社會—里甲制共同體の試み—

第三章 明代里甲編成の變質過程と寄莊問題の形成

第二編 明末、賦役制度の改革と郷紳の擡頭

第四章 張居正文量策の展開—特に明末江南における地主制

の發展について—

第五章 明末清初、江南における丈量の諸問題

第六章 華北における張居正文量と一條鞭法の普及

第七章 一條鞭法による賦・役制度と郷紳的土地所有の展開

第八章 明末、江南五府における均田均役法

第九章 浙江嘉興府の嵌田問題—明末、郷紳支配の成立に關

する一考察—

第三編 清朝國家の成立と舊中國社會の形成

第十章 初期清朝國家における江南統治政策の展開

第十一章 清朝賦・役制度の確立—江南の均田均役法と順莊

編里法とについて—

第十二章 明末清初、揚子江デルタ地帯における水利慣行の

變質

第十三章 舊中國社會の形成—清朝國家の社會構成とその特

質—

結語（要約）

あとがき

以上の目次を見れば明らかであるが、著者自身が「まえがき」で述べているように、「本書は、およそ十四世紀の中ごろから、十九世紀初めごろまでの時期における、中國封建國家の支配構造を明らかにしようとしたものである。ただ副題において限定しているのではなく、ダイレクトに國家構造そのものを問題にしようとしているのではなく、國家支配が權力の發現形態たる税制や徭役制、つまり賦役制度を重要な支柱として成立していることから、賦役制というフィドルターを通して支配構造の解明を試みたものである。その意味では、本書は單なる制度史研究に止まるものではなく、究極的には中國封建國家の構造的究明を意圖しているものといえる。

かかる著者の問題意識を根底において規定しているのは、戦後における明清史研究史上の傳統と蓄積である。西嶋定生、田中正俊、小山正明、鶴見尚弘、濱島敦俊らの諸氏の諸研究に觸發され、更にそれを繼承發展しようとする。特に西嶋・田中兩氏の、一定の歴史段階の國家權力を、下部構造の單なる反映として、基本的生産關係から機械的に分離するのではなく、兩者の内在的連關を具體的に究明することが、地主・佃戸關係を基本的生産關係として把握することであり、農村の再生産機構は、國家權力によって物的に媒介されることを前提として、地主層の支配が成立していたとする提言を積極的にうけとめ、その實證的検討を課題としている。

具體的な問題設定としては、宋代以降の中國の封建國家の構造的特質の解明は、ヨーロッパや日本との單なる比較史的考察からではなく、豊富な歴史的內容の合法則的、實證的研究に依るべきであるとし、明清社會經濟史研究の學說史的整理を通じて、明末清初を中國封建社會の解體期として理解する。そして解體過程としての明末清初の支配構造の變化を、三篇に分けて考察する。第一篇は明代前半期における里甲制體制の形成と、その矛盾のあり方、第二篇は明末における里甲制の改革問題、第三篇は里甲制解體の問題をそれぞれ扱っているが、一貫して鄉村組織としての里甲制の變遷過程を問題にしているところに特色がある。

二

以下において第一章より順次各章の概要を紹介しながら、著者の意圖がどのように解明されているかを追跡し、その間で氣づいた個別的な問題について若干のコメントを加えることにしたい。

第一章では里甲制の起源を宋元以來の鄉村制に求めるとともに、

里甲制の成立、編成、構造を、明朝の政治理念との關連において明らかにしている。「新稿」として書きおろされた部分であるが、多くは先行研究の敷衍に費されている。ただ第四節の里甲制の身分秩序に關して、著者は明末における里甲制成員間の身分的序列「格差」を、里甲制崩壞にともなう必然的過程として認めるが、里甲制當初からの内在的なものとしては否定的である。その根據は今一つ明確でないが、氏も言うように里甲制の基本的性格とも關するので検討の餘地がある。一つの手がかりは、里甲・里老人等の里役の「在官」(七八頁―八五頁)の內容と意義の究明にあると思われる。第二章では明代(里甲制)社會の基本的性格に關する諸見解が、單なる行政・賦役徵收機構として把握するのではなく、村落共同體乃至共同體機能有する點で共通しているのに依據し、更にそれを繼承して「里甲制共同體」という概念を試論的に提起している。その上で華北、江南、華南の各地の里甲編成を村落との關連において検討し、いずれの場合も、地縁關係の強い既成村落を基盤としていることを確認する。特に江南デルタ地帯では、「圩」を基盤とする水利共同體「都」「圖」がそれに該當するという。江南デルタの水利を通じての檢證に對し、華北や華南については、地域偏差との關連において、なお里甲制共同體の具體像は不明確な點が感じられる。その意味で里甲制の地縁的、共同體的性格については、小山氏らの人爲的組み合せ説との止揚を考慮すべき餘地があるのではなからうか。水利共同體と里甲制の媒介をなす圩長について、宋代以來の役割とその變化を、里長、里老人層等里甲制諸役の共同體用益把握の弛緩との相對的關係において考察しているが、水利面で特殊な

位置にあるともいふべき圩長・塘長等の水利專役については、それ自體としての系統的な説明が必要であらう。更に江南の水利慣行の明末における變化として、濱島氏が提起した水利勞働の負擔原則の、「田頭」制から「照田派役」制への展開を基本的に容認しながらも、田頭制については若干の批判を提示している。その問題點は地主層の掌握する共同體規制の當該社會に固有な實態如何にある。つまり、濱島氏の優先的水利權（水利用益の便・不便）が、階層的支配と密接に關連するという點に向けられ、そこに成立していたと思われる支配關係と水利慣行の具體的實證に置いている。しかし、里甲制の身分序列と在地の階級關係との對應狀況については、複雑な内容をもつとして今後の検討を期している。第三章では里甲編成に村落の、地縁の要素を否認する小山氏の所論について、(1)里甲編成の地縁性、(2)析戸の意義、(3)土地賣買と子戸の設置、の三點に關する事實認識を史料に即して検討している。結論的には小山説を否定すると同時に、これと密接に關係する析戸・子戸についても、里甲制本來の定例ではなく、里甲制解體期における寄莊の禁令に對應した現象であるとする。また里甲制の解體に對する賦役改革としての十段法、均田均役法の背後には、不在地主制¹⁾寄莊問題の存在を指摘している。寄莊の存在が普遍性をもつことは地域別考察によって理解できるが、寄莊のあり方は、地域の諸條件によって（とくに廣東の場合など）必ずしも同じではないので、その特質について比較史的解明を、寄莊の形成過程から明らかにすべきであらう。

第二篇は全體として郷紳的土地所有を、丈量、一條鞭法、均田均役法等を通じて考察し、地主佃戸關係を國家權力との内在的關連において把えようとする。著者の意圖を實證するための努力が、最も

傾注されている中心部分である。第四章では張居正の丈量政策の分析が行われている。彼の丈量策の基礎には、一方の里甲制農民の分解の結果、大土地を集積し寄生²⁾不在化した地主層に對し、他方明中期以降、商品生産・流通による生産諸力の發展をふまえて、自立性を高めてきた佃戸層との緊張關係をめぐる、地主・國家權力側の危機意識があったことを強調している。その結果、地主は佃戸を直接的に把握するのではなく、佃作關係を通じて、國家は土地所有者及び小農民を田土への稅糧科派を通じて、それぞれ土地毫帳の上から支配するに至ったという。農田水利に關して、「照田派役」による水利勞働の調達形態を、「明末清初に水利を實施せんとする者が常に唱える所であつた」（二七〇頁）としているが、一般的な勞働力の據出形態として見た場合、明末清初に特有とするのは疑問がある。なお「照田派役」制の具體的な負擔形式としての「業食佃力」關係が、濱島氏の國家權力の媒介を不可缺な前提として成立する³⁾とするのに對し、著者は「同舟共濟」の地主佃戸關係の表現としている（二七三頁）のは、第十二章の内容（六五四頁）とも關連するが、兩者の相違點として注目され、今後の検討を要する問題である。第五章では前章の張居正の丈量策についての著者の見解に對して行われた、西村元照氏の批判⁴⁾への反批判を展開する。西村氏が嘉靖・隆慶期丈量が地主規格であり、張居正丈量を國家規格と見なすのに對して、著者は兩者を國家規格として等質であり、後者は前者の延長線上にあるものと見る。この見解の背後には、收租をめぐる地主佃戸關係の矛盾の激化、就中佃戸の主體性の強化に對する國家の直接支配の重視があるように思われる。したがって兩者の見解の揚棄には、當該時期における地主佃戸關係の事實認識の深化が更に

必要であろう。また張居正文量については、清初に續く丈量との関連での性格検討も残されている。第六章では張居正文量の丈量策を、一條鞭法の展開を支える一石として評價する著者が、その兩者の関連が最も密接であったとする華北地域について、一條鞭法普及の前提として丈量策の施行を實證している。華北には大畝小畝制や、不起科の土地等固有の諸問題があり、嘉靖隆慶期丈量では未解決であったものが、張居正文量によって、小畝制や科則の統一の設定として改革が進展したことが、一條鞭法の普及を可能にしたとし、税糧面の具體例をあげている。丈量政策の實施が、地主制構造と不可分である以上、著者自身の「單なる想像に過ぎないのであるが、土地に對する農民の執着心は、江南に對し華北の方が、極めて希薄であった」(三三三頁)のではないかとする推測の確定をも含めて、丈量策の施行過程の検討には、華北の土地所有のあり方や、生産力の實態の一層の追求が不可欠である。第七章では前章に續いて、華北における一條鞭法の實施による徵稅方式の改革を、(1)大戸制の改革、(2)櫃の設置・自封投櫃・櫃頭の設置、(3)銀納の諸點について檢證している。また當時鄉紳の土地所有の進行が華北においても見られ、その背後に優免規定の存在を確認している。嘉靖十年の「戸部議案」の具體的政策化は、華北では一條鞭法となり、華中・華南では均徭改革を主とする十段法の展開となったとし、更に同議案の優免規定によれば、一條鞭法による徭役が丁・糧(田)を對象とするに至ったのにもない、優免基準も丁のみから糧(田)にも及ぶようになったことを明らかにしている。一條鞭法は本來施行形態に地域的多様性が見られるので、著者の「一條鞭法が當時における現實社會のいかなる要請に應じたものであり、改革としていかなる意義を

もつものであったか」(四一二頁)などの課題は、その精力的實證にも拘らず、十分果されているとは言えず、華北における優免則例の實施等については、なお解明すべき餘地が残されているといえよう。第八章は明末江南五府での均田均役法の展開を、制度史的に考察したものである。明末段階の均田均役法では、漕運關係の解戸や斗級等の雜役は、形式的には力役のまま存續していたが、實際は糧長・里長の役に包攝されており、その力役を均等田土額を基礎とする里甲編成によって、各里甲の擔役能力を均等化しようとしたが、それには鄉紳の優免特權の限制が不可欠であったという。均田均役法の施行には必然的に鄉紳の抵抗をともしなつたので、改革は以上の如き第一段階から、(1)貼銀・貼役制、(2)品搭制、(3)官圖・官甲、(4)市戸への派役、(5)官解、(6)自封投櫃等を内容とする第二段階へと移行したが、全面的實現は清初の諸改革を待たねばならなかつたとする。均田均役法に關しては周知の如く濱島氏による精緻な實證的研究がある。著者はそれらと關連させながら、その批判と補足に多くの努力を拂っている。ただ前者のトータルな問題への接近に對し、著者は制度や規定からのアプローチに重點を置いているのが、一つの限界になつてゐるのではなからうか。例えば「明末清初の税・役制度の改革が、鄉紳特權の制限・停止へ向つていったものとすれば、實は清代に開花する鄉紳支配・鄉紳の土地所有は、何をその存在結晶の核としていたのだろうか」(四五三頁)との疑點の解明も、結局はマクロ的な鄉紳支配の體制化の論理追求の方向において行われるべきであろう。第九章では浙江嘉興府の嘉興・秀水兩縣と嘉善縣との間で、明末から清末に至るまで續けられた「畝田」、即ち飛び地の税糧收取をめぐる實態を明らかにしている。兩者間の屬

地主主義が屬人主義かの係争には、縣衙レベルをこえて各縣郷紳の階級的危機感が強く反映していたという。嵌田問題を郷紳支配の成立過程上に位置づける著者にとって、郷紳の自己増殖のもたらす諸矛盾への對應、特に國家權力との關係等について著者獨自の見解の提示が欲しかった。ともあれ、第二篇全體から受ける卒直な感想は、問題のつめ方にやや徹底性を缺く面もあるが、それがかえって少からぬ問題の提起となっており、本書中の最も充實した結晶部分として高く評價すべきである。

第三篇は第二篇の結論的論考に當り、明末を一連の變革期とする理解と、清朝の形成・地主制の再編成(反動)期という理解との結節點を、清朝の政策のなかに探ろうとする。第十章では清初の江南における官收官兌法、江南奏銷案、均田均役法等の施行を通じて、清朝政權の性格を検討している。これらの諸政策は、徭役の基本的負擔階層たる中小土地所有者に對する撫民政策であるとともに、郷紳の特權制限による抑制政策であったという。自封投權に見られる自辦・朋辦の區別や包攬の存在は、著者の言う如くかかる郷紳抑制の限界を示すものに相違ないが、「義圖」制⁽⁴⁾の存在等を見る時、政策と實態の矛盾を地域に即して更に詳細に検討する必要があると思われる。第十一章では前章のより具體的論證として、清初(康熙年間)に廣く普及した均田均役法を、江蘇・浙江・安徽等の各地について考察している。徭役體系自體の解體をめざした同法の實施にも拘らず、里役の革除は容易に進まず、地域差が不可避であったとはいえず、中間的な版圖法から、更に順莊法へと進展したという。著者は雍正期松江各地で施行された順莊法を、均田均役法の延長線上に位置づけ、その共通性と連關性を唱え、兩者を原理的に異質なものとし

する説を否定している。里甲制にかわる鄉村統治機構としての順莊法の機能や編成については、研究の端緒が開かれた段階で、その意味で著者の研究は貴重な手がかりといえる。しかし、それだけに疑問がなくなる。嘉善縣の場合、「莊は圩こそ基礎にしているとはいえ、各圩を結んで莊とするものが何であるかわからない。上からの編成も考えられよう」(六一六頁)と不明確な記述に止っている。圩は圩堤(岸)によって圍まれた田土であり、その内部に集落が形成されたので、その集落を圩と稱することが多かった。したがって圩によつて莊を編成することは、基本的には村落にしたがって莊が編成されたものと理解して大過なからう。⁽⁵⁾第十二章では、明末清初の江南デルタにおける水利役(勞働力の負擔原則)の再編成について論じている。嘉靖時代を劃期とする「田頭」制から、「照田派役」⁽⁶⁾「業食佃力」制への變化を主張する濱島氏の見解に對し、著者も同意するが、「業食佃力」關係の成立契機については理解が異っている。濱島氏は地主佃戸間に個別的に成立したのではなく、國家權力の強制を媒介として、はじめて成立したものと⁽⁶⁾するに對し、著者は佃戸の共同體結合關係を基礎に、地主佃戸間に個別的に成立していたとし、在地の地主佃戸關係による水利工事が不可能な場合にのみ、國家權力の介入を求めざるを得なかったとする。ただ問題は「國家權力の介入」を具體的にどう把握するかであろう。著者は水利をめぐる在地の地主(圩長)佃戸關係に對する國家權力の介入として、陳瑚の「築園事宜」に見える「輕則罰酒稿衆、重則稟官加責」(六五二頁)を挙げているが、介入というのはあくまで內在的・機能的なものであるべきで、水利規定における官の規制は外在的なものに過ぎない。⁽⁷⁾評者は「業食佃力」關係の成立に國家權力

の媒介を必須の前提とする理解の普遍性には同意しがたいと同時に、著者の國家權力の役割と位置づけについても、今一步明確さを缺いているように思われる。第十三章では本書の意圖が小山氏の所説に對する批判にあつたとして論點を整理している。宋代より明代前半期を戸等制支配として把握することには同意しながらも、里甲制下の小農經營の未成熟説に對しては、宋元以來のその自立的成長を認め、それが里甲制の基盤をなしていたとする。更に商品經濟の進展と、賦・役收奪による在地地主層の没落⁽⁸⁾里甲制の崩壞にかかわつて登場したのが郷紳支配體制であるとし、その基本を地主佃戶關係に置きながら、傘下の構成分子として、胥吏、衙役、奴僕、游民、無賴、棍徒等を擧げている。そうした指摘は、徵稅機構としての包攬に關する諸研究からも裏付けられるところであるが、それら個々の諸分子の歴史的役割や社會構造上の位置については必ずしも明らかにでなく、著者の理解をも含めてなお今後の研究の課題であらう。

三

各章について以上のように、若干の疑點がないわけではないが、全體として見た場合、賦役制研究のみならず戦後の明清社會經濟史研究の豊富な蓄積と、研究史の傳統を正しく繼承し、その上に立つて、賦役制度史を中心としながらも、制度史に止まることなく、商品生産、水利慣行、農村構造、地主制、郷紳論等の廣汎な個別研究を活用し、「中國封建國家」の解體期としての明末清初を、構造的・多角的視野から再構成したものである。そうした意味では、戦後明清史研究の總集成であり、一つの到達點を示す劃期的勞作であることは衆人の認めるところであらう。同學後進に對して多くの示

唆や問題が提起されているという意味でも、今後の明清社會經濟史研究にとって座右の書となるべき成果であらう。卷末に附された史料・件名・人名・地名等の各種索引も本書の利用にとって多大の便宜を供與してくれるものとして有益である。

しかし、二、三氣になる點がないわけではないので以下に述べることにしよう。先ず第一に本書は部分的には華北や華南についても言及しているとはいへ、全體としては江南を中心とする一種の地域(史)研究というべき成果であらう。

國家權力と地域とのとらえ方には多様性が考えられるが、各地域にはそれぞれ地域實態に根ざした固有の歴史的條件があり、それが地域自體の發展を促がし、下から國家權力の動向⁽⁹⁾政策的對應を規定する側面を重視すべきである。その點本書における國家權力の取扱ひ方は、支配のための與件として上から把握られていて、下からの、つまり地域の持つ規定性に對する認識と視角が輕視されていることは否定できない。こうした視角は後にも述べるが、著者自身の實證的作業が西嶋理論に依據していることと無關係ではあるまい。ともあれ、地域發展には不均等性が不可避である以上、それに應じて地域と國家權力との關連にも變化があり、それが政策上にいかに反映しているかに注目すべきであらう。特に江南が先進經濟地域としての性格をもつとすれば、本書の地域研究にとって、右の如き意味での江南の國家支配における基本的意義、ならびに他地域との關連等の考察は最も重要な課題である筈であらう。また著者のいう明末清初における農村の再生產機構を維持するために、不可缺であったとする國家權力の「媒介」機能とは、秦漢から清末に至る專制國家の存續過程において、いかなる時系列的位置と特質をもつ

のと理解すべきであるのかも明らかでない。

第二に著者は西嶋氏の「ヨーロッパ史の時代區分の際に、それを決定する條件となる具體的特徴を、中國史の中に探索するという方法をとるべきではなく、むしろその特殊の史實の性格を合法的に把握しようとする」べきであるとしながら、封建的生產關係の指標として單に地主佃戶關係をとらえるに止り、その中國的特質については何ら歴史的規定を行っていない。それには農奴制論、地代論、封建國家論等を通じての理論的検討を、基礎的前提作業として行うべきであろう。特に解體期とする明末清初については、西嶋・田中兩氏らの商品生産に關する先行研究をふまえているに過ぎない。最近再燃しつつある資本主義萌芽論等を通じて、直接生産者に焦點を置いた著者独自の封建的生產關係に對する中國的特質分析を望みなかった。國家權力を規定したと考えられる下部構造としての生產關係の歴史的把握が行われない限り、著者の意圖する兩者の內在的關連の解明も不可能であろう。

第三は以上でもわかるように、著者の「封建國家」の研究における問題設定の理論的枠組みは、全面的に西嶋・田中兩氏の問題提示に負っているといつても過言ではない。したがって著者の精力的な實證がそのワク組みの中での肉づけに終っているという印象を免れない。これだけの豊富な史料の蓄積と實證の展開をもってすれば、究極的な目標としての中國封建國家（構造）論、乃至は明清國家論への積極的な假説の提示が可能なのではなからうか。勿論實證研究としての努力と價值を十分評價しながらも、いささか惜しまれるところである。

なお以下は單なる構成や敘述上の技術的な問題に過ぎないが、著

者は行間しばしば肝心な問題點の判斷において、慎重に斷定を避け、その見解が何れかが理解しかねる場合がある。性急な結論を避けようとする良心的態度の表れと考えられるが、物足りない思いは免れない。今一つは本書の題名について、あえて「中國封建國家の支配構造」としたことに對する辯明を「まえがき」で行っている。その眞意は理解できるが、なおかつ讀了したの卒直な感想からいえば、むしろ「明清賦役制度史の研究」という副題こそ主題としてより適切であつたのではなからうか。地域研究としての實體にも拘らず、包括的な主題を意識しすぎた結果、問題や對象がそのために擴散し、追求にキメの粗さをもたらした點があるように思われる。

以上評者の能力の不足から、本書の豊富な内容と成果を十分に汲みとれず、誤解や誤讀の多いことを恐れている。抽象的かつ蕪雜な紹介と批評に止り、適切な評價を行⁽⁹⁾い得なかつたことの非禮を、著者並びに讀者におわびする次第である。今後における我々の著者の驥尾に附しての努力は言う迄もないが、著者へもこの「試行錯誤中の作品」のより充實へ向けての研鑽を期待して擲筆する。

註

(1) 濱島敦俊著『明代江南農村社會の研究』（東大出版會、一九八二）。

(2) 西村元照「張居正の土地丈量」上下（『東洋史研究』第三十卷第一、二號）。

(3) 註(1)に同じ。

(4) 拙稿「清代の議圖制とその背景」（『社會經濟史學』第四二卷第二號）。

(5) 伊原弘介「清朝國家の鄉村統治機構」（『中國における權力構

造の史的研究」(一九八二)。

(6) 註(1)に同じ。

(7) 拙著『清代水利史研究』(亜紀書房、一九七四)。

(8) 西村元照「清初の包攬」(『東洋史研究』第三五卷第三號)。

(9) 本書については、すでに『史學雜誌』第九一編第四號に、淺井紀氏の「書評」が公表されているので併せて参照されたい。

一九八〇年二月 東京 東京大學出版會

A五版 七八五頁

中世史講座 1 中世世界の成立

榎 本 あゆち

『中世史講座』の第一巻である本書では、世界諸地域における中世世界成立が、従来いかにとらえられ、現在どのような問題が研究者に課せられているのかという論點が總括的に述べられている。第一章 序説 諸地域における「中世」では、世界諸地域において中世という時代區分がいかにおこなわれてきたか、その研究史の紹介と、本講座で対象とされる時代範圍が簡潔に述べられている。中世という概念が、「武家の世」あるいはマルクス主義歴史學のいう「封建社會」の同義語ではありえなくなっている日本史研究の現状、自國の歴史をとらえる時、中世という概念を用いない現代中國の史學界のあり様、さらにムスリム支配の成立を中世のはじまりとする一應の定説がある一方、いわゆる封建的な權力構造・社會經濟

のあり方をもととして中世社會をとらえようとしている西アジア・インド史研究の現状など、この短い第一章を読むだけでも中世概念の多様化・流動化が痛感される。第二章 日本における中世觀の展開では、日本およびヨーロッパにおいて中世概念がいかに形成され、中世世界がどのような視角からとらえられてきたか、主に方法的な視點から記述がなされている。第三章 中世世界の成立では、諸地域における中世世界形成のあり様が具體的に述べられる。第四章には、執筆者による興味深い座談會の記録が收められている。評者は中國六朝史を専攻する一學徒であり、もとより世界諸地域にわたる包括的な議論を展開する力量はないが、この機會に日頃いだいてきた關心をもとに、卒直な所感を述べてみたい。先ず諸地域の中世が、今、どのような視角からとらえられようとしているのかを、第二・三章を中心として検討したい。

第二章第一節「日本中世觀の展開」において永原慶二氏は、先ずわが國の中世が原勝郎氏以来いかにとらえられてきたかを概観し、戦後の中世觀として二つの見方があると述べる。一つは石母田正氏『中世的世界の形成』によつて基本的な視角を定められたものである。領主制―農奴制を機軸として中世社會をとらえようとするものである。それを永原氏は領主制理論と呼ぶ。これに對し氏が非領主制説と呼ぶ他のとらえ方では、天皇・貴族と民衆との關係が機軸とされている。こうした見方の並立が續くなか、安良城盛昭氏の、太閤檢地までの基本的生産様式を家父長的奴隸制と規定した見解が提出されたのを契機として封建制成立論争がおきた。この論争を通して家父長的奴隸制が封建的小經營かといった二者擇一的な形で、こ